

個別調査・分析事項

第1部会テーマ:「計画相談支援の一層の推進」

令和2年度向け政策要求

障害者(児)相談支援事業の拡充

～計画相談支援の更なる推進に向けて～

令和元年10月

障害福祉政策担当

～ 本市の相談支援体系とその実施状況・課題について～

障害者（児）相談支援

本市の体制

- ・直営及び社会福祉法人への委託（※）により実施（※市内5事業所、市外2事業所（16人体制））

本市の課題

- ・相談内容の複雑化・専門化や件数増への対応
- ・地域の相談支援体制の強化 等

必要な支援・機能等

- ・新たな委託相談支援事業所（市内1事業所）の設置 等

本市の体制

- ・指定特定（障害児）相談支援事業所数：40事業所
- ・相談支援専門員数：88人（※ 常勤換算：40.0）

本市の課題

- ・計画作成率の向上（作成率：者 59.7%、児 84.5%（R1.8月現在））
- ・計画相談支援体制の強化 等

必要な支援・機能等

- ・事業所（相談支援専門員）への指導・助言、人材育成
- ・事業所の設置促進と連携強化 等

本市の体制

- ・指定一般相談支援事業所数：8事業所
- ・相談支援専門員数：10人程度

本市の課題

- ・親元からの自立や地域生活に係る相談への対応 等

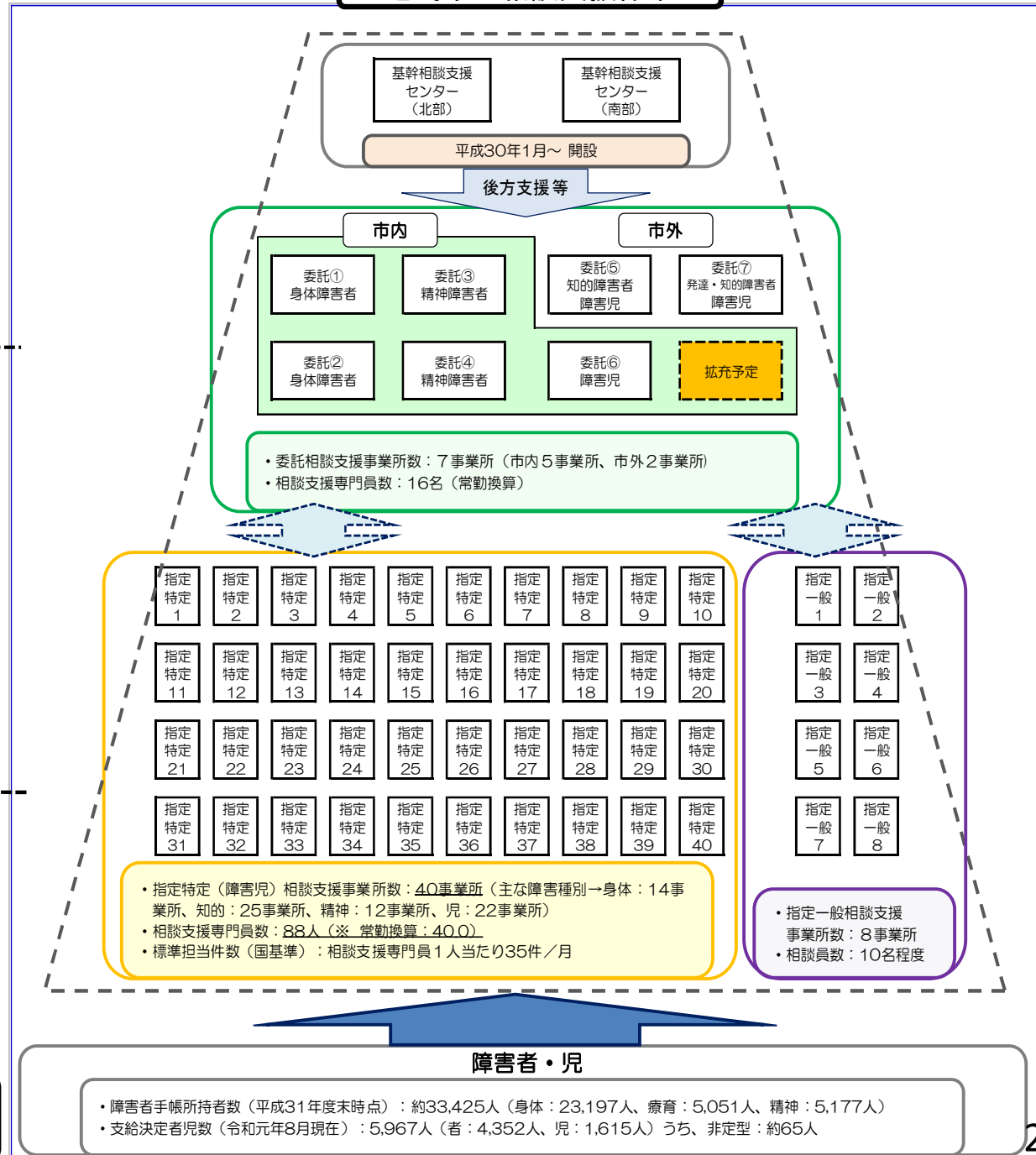
必要な支援・機能等

- ・事業所（相談支援専門員）への指導・助言、人材育成
- ・事業所の設置促進と連携強化 等

計画相談支援

地域移行・定着支援

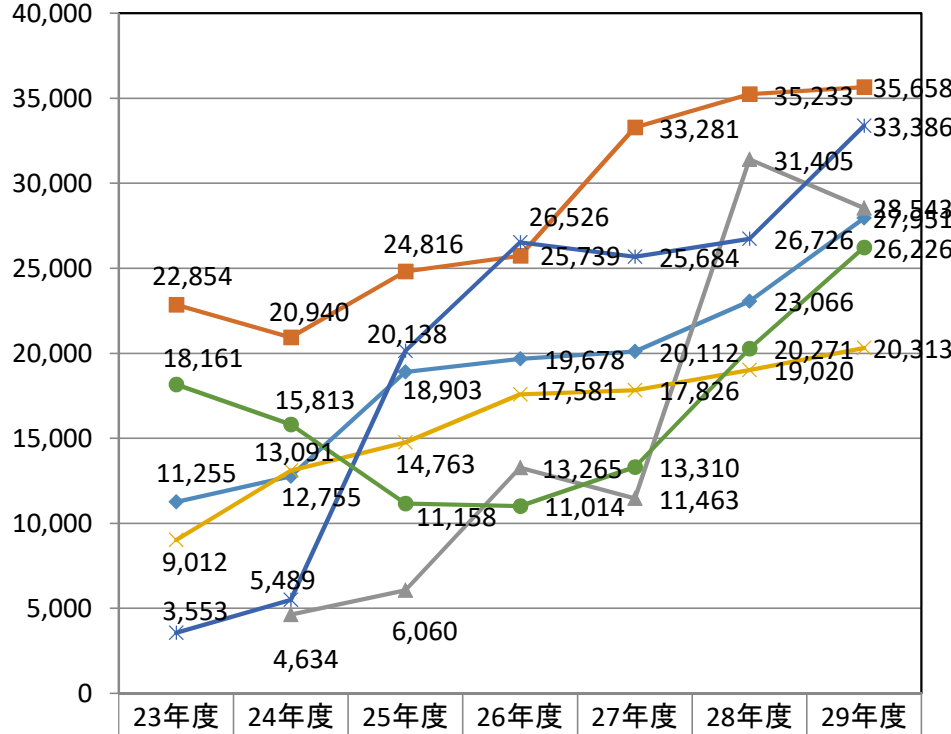
尼崎市の相談支援体系



障害者（児）相談支援（委託事業）の状況

- 障害福祉サービス等の基盤整備が図られていることに伴い、障害者（児）の相談件数は、近隣市においても年々増加傾向にある。
- 本市では知的障害のサービス利用者が最も多く、主に知的障害者を対象とする委託相談支援事業所の設置が求められている。

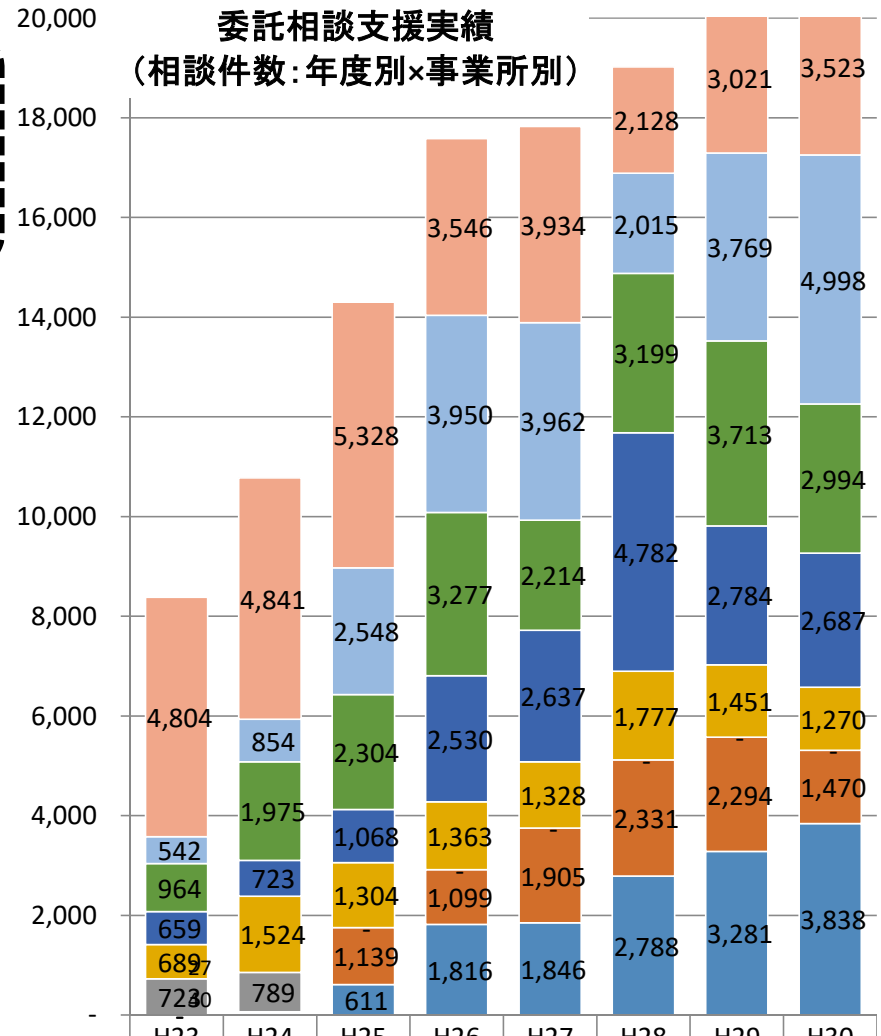
市町村における相談支援件数(福祉行政報告例)



ポイント

新たな委託相談支援事業所（市内で主に知的障害を対象）を確保する必要がある

委託相談支援実績
(相談件数:年度別×事業所別)



事業所	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
合計	8,381	10,773	14,302	17,581	17,826	19,020	20,313	20,780
身障センター【身(者)】	4,804	4,841	5,328	3,546	3,934	2,128	3,021	3,523
たじかの園【児】	542	854	2,548	3,950	3,962	2,015	3,769	4,998
ななくさ【知(者)、児】	964	1,975	2,304	3,277	2,214	3,199	3,713	2,994
三田谷【発達・知(者)、児】	659	723	1,068	2,530	2,637	4,782	2,784	2,687
ポルタ【精(者)】	689	1,524	1,304	1,363	1,328	1,777	1,451	1,270
福ねっと【知(者)】	723	789	-	-	-	-	-	-
さくら【精(者)】	-	27	1,139	1,099	1,905	2,331	2,294	1,470
ぷりぱ【身(者)】	-	40	611	1,816	1,846	2,788	3,281	3,838

計画相談支援（サービス等利用計画等）の状況

- ・ 計画相談支援の必須化（法改正）や委託窓口の相談件数の増加等に対応するため、平成24年度に委託相談支援事業所の拡充を図っている（H23：6か所⇒H24：8か所、翌年6月に1事業所（知的障害者）減少）。
- ・ 本市では、サービスの支給決定基準（ガイドライン）の作成等を優先する必要があったことから、計画相談支援に本格的に取り組んだのは、平成27年度からとなっている。

年度	主な取組等	事業所数 (か所)		支給決定者数 (人)		計画作成数 (人)		作成率	
		委託	指定	者	児	者	児	者	児
H24	・ 計画相談支援の必須化（法改正） ・ 委託相談支援事業所の拡充 （6か所（6人）⇒8か所（16人））	8	0	3,296	440	0	0	0%	0%
H25	・ 事業所数の減少（8か所⇒7か所） ・ ガイドライン検討部会の設置（H25.9～）	7	0	3,458	617	0	0	0%	0%
H26		7	0	3,681	801	59	33	1.6%	4.1%
H27	・ 障害福祉サービス等ガイドラインの運用を開始（非定型審査会の設置含む。） （H27.4～）	7	11	3,964	932	264	428	6.7%	45.9%
H28		7	18	4,035	1,106	584	560	14.5%	50.6%
H29	・ 移動支援事業ガイドラインの運用を開始 （H29.10～） ・ 基幹相談支援センターの設置（H30.1～） ・ 指定事業所の担当者会議等を企画・開催	7	25	4,153	1,269	1,630	696	39.2%	54.8%
H30		7	28	4,324	1,505	2,412	1,211	55.8%	80.5%
R1	（※ 8月末現在）	7	33	4,352	1,615	2,598	1,365	59.7%	84.5%

H24年と比較して、約3.7倍に増加

基幹Cを中心とした指定事業所の育成・支援等により、作成実績は大幅に増加

ポイント

- ・ 支給決定者数は、依然、増加傾向にあるが、児童については、ほぼ計画どおりの進捗率を確保している
- ・ 一方、障害者（18歳以上）の進捗率が伸びていないため、新たな対応策を講じる必要がある

相談支援事業所の状況

- ・委託相談支援事業所においては、窓口での相談件数の増加にも対応しながら、計画作成の推進を図る必要があるため、1事業所あたり平均で約3.6人の相談支援専門員を配置し、その対応にあたっている。
- ・これまで「新規利用者（特に児童）」や「支援状況の把握に比較的時間を要さないケース（入所・GH等）」の計画作成を優先して進めてきたことから、指定事業所においては、その作成傾向が強くなっている。

区分	事業費	配置基準(実人員)		主な役割	計画作成にあたっての課題
委託相談支援事業所	委託料 + 報酬	2人 + α	兼職可 ※委託配置の2人は、窓口相談に支障ない範囲で可	・市の相談業務の一部委託 ・サービス利用に係る計画作成のみならず、生活全般に関する相談支援(権利擁護を含む。)を実施。	・委託窓口の相談件数が非常に多く、委託配置する相談支援専門員(2人)については、計画作成に注力しにくい ・相談支援専門員のスキルは指定事業所より高いが、指定事業所が敬遠するケースを担うことが多く、作成件数が伸びない
指定特定・障害児相談支援事業所	報酬	1人以上	兼職可	・サービス利用に係る計画作成を実施	・経験年数の短い相談支援専門員が多い ・報酬による運営のため、計画作成に時間を要するケースを敬遠する傾向が強い

区分	事業所数	相談支援専門員数(常勤換算数)				計画作成数(人)			1人あたりの作成数	備考
		身体	知的	精神	児童	者	児			
委託相談支援事業所	7か所	11.53人 (平均1.64人) ※委託配置の2人を除く	2.59人	3.16人	2.63人	3.16人	917	者 575 児 342	79.5人	・委託配置(2人)も含めた複数体制での対応が可能なおことから、1人あたりの作成数は指定事業所よりも多い
指定特定・障害児相談支援事業所	33か所	28.50人 (平均0.86人)	4.93人	6.75人	7.22人	9.60人	1,709	者 898 児 811	60.0人	・1か所あたりの配置が1人にも満たない ・児童(通所)や者(入所・GH)等、計画作成に時間を要さないケースが多い

ポイント

- ・委託相談支援事業所の方が作成力は高いが、窓口相談等の対応にマンパワーが取られている
- ・今後、作成に時間を要するケースが増えるため、委託相談支援事業所による体制強化が必須

計画相談支援の実施に必要な体制

- ・計画相談支援の質の向上を図るため、国は平成30年度の報酬改定において、① モニタリングの実施標準期間を見直す（より頻度が高くなる）とともに、② 1人の相談支援専門員が1月に実施するサービス利用支援等の標準件数（標準担当件数：35件/月）を設定している。
- ・標準担当件数を一定数超えて（40件以上）作成した場合、超過分は基本報酬が減算されることとなる。

種別等	支給決定者数（人）			計画作成必要数（件） （※モニタリングを含む） A		相談支援専門員1人あたりの担当件数		
						現状の 常勤換算数 B	月当たりの 担当件数 (A/B)/12月	備考
身体 障害者 (難病含む)	874	主に居宅系	512	2,048	2,772	7.52	30.7	
		主に日中系	269	538				
		主に施設系	93	186				
知的 障害者	2,139	主に居宅系	506	2,024	5,290	9.91	44.5	・相談支援専門員1人あたりの標準担当件数(国基準)である「35件/月」を大きく超えている
		主に日中系	997	1,994				
		主に施設系	636	1,272				
精神 障害者	1,339	主に居宅系	661	2,644	4,000	9.85	33.8	
		主に日中系	607	1,214				
		主に施設系	71	142				
児童	1,615	主に通所	1,615	3,230	3,220	12.76	21.1	

※ 主に居宅系：居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練【モニタリング期間は3か月】

※ 主に日中系：生活介護、就労継続支援A・B型（居宅系との併用あり）【モニタリング期間は6か月（併用は3か月）】

※ 主に施設系：共同生活援助（GH）、施設入所支援、療養介護、地域移行・定着支援【モニタリング期間は6か月】

※ 主に通所：障害児通所支援（放課後デイ等）（居宅系との併用あり）【モニタリング期間は6か月（併用は3か月）】

ポイント

- ・仮に、現状の相談支援専門員（全員）が「標準担当件数」まで計画を作成したとしても、知的障害者については不足が生じるため、知的障害者の計画相談支援の体制を強化する必要がある

障害者（18歳以上）の作成状況と傾向

- これまで優先的に進めてきた「施設系サービス利用者」への計画作成は、市外（近隣市）の指定事業所の協力もあり、比較的進んできている。
- 知的障害者については、サービス利用が多いことから、全体的にマンパワーが不足している。また、精神障害者については、その障害特性上、支援状況の把握等に時間を要するため、計画作成が遅れている。

種別等	支給決定者数(人)		作成(人)			作成率	未作成(人)			
身体障害者 (難病含む)	874	主に居宅系	512	554	主に居宅系	296	57.8%	320	主に居宅系	216
		主に日中系	269		主に日中系	177	65.8%		主に日中系	92
		主に施設系	93		主に施設系	81	87.1%		主に施設系	12
知的障害者	2,139	主に居宅系	506	1,377	主に居宅系	302	59.7%	762	主に居宅系	204
		主に日中系	997		主に日中系	583	58.5%		主に日中系	414
		主に施設系	636		主に施設系	492	77.4%		主に施設系	144
精神障害者	1,339	主に居宅系	661	667	主に居宅系	213	32.2%	672	主に居宅系	448
		主に日中系	607		主に日中系	402	66.2%		主に日中系	205
		主に施設系	71		主に施設系	52	73.2%		主に施設系	19
合計	4,352	主に居宅系	1,679	2,598	主に居宅系	811	48.3%	1,754	主に居宅系	868
		主に日中系	1,873		主に日中系	1,162	62.0%		主に日中系	711
		主に施設系	800		主に施設系	625	78.1%		主に施設系	175

ポイント

- 計画の未作成者が特に多い、知的障害の「日中系サービス利用者」と精神障害の「居宅系サービス利用者」については、個別の対応策を講じる必要がある